

【12月・1月の行事】

- 12/11 東京司法面接研究会
- 12/13, 14 司法面接研修 第2クール1回目(道児相・札幌児相)
- 12/22 「米国における青少年更生治療施設の現状」講演会 籠沢敏江さん
- 1/18-20 事実確認面接研修(日本子ども家庭総合研究所と共同:東北)
- 1/28 第9回 司法面接研究会(道児相・札幌児相)
- 1/31, 2/1 司法面接研修 第2クール2回目(道児相・札幌児相)

【10月・11月の行事報告】

10/1・11/19

月例司法面接研究会 第7回、8回

第7回目は、仲によるRATAC研修の報告、第8回目では、司法面接に関連するDVDを鑑賞し、ディスカッションを行いました。

10/10, 11・11/8, 9

司法面接研修 第1クール

道児相9名、札幌児相1名、新潟1名、神奈川1名の計12名の児童相談所の先生方が参加されました。また、オブザーバーとして北海道中央児童相談所の梶原次長が参加されました。次回は12月、主に虐待専掌の先生方をお迎えして、第2クールが実施される予定です。

10/10, 11

JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域合宿

中央児童相談所の二口先生と仲が参加しました。諸プロジェクトの進捗状況の報告やグループワーク(成果を実装し、使ってもらうにはどうすればよいか;どのような問題があり、どう乗り越えたか/乗り越えられないか;他プロジェクトとの連携をどうとるか等に関するディスカッション)により、過去・現在・未来を見渡した二日間でした。二口先生、ご参加くださりどうもありがとうございました。

10/20

東北・北海道児童相談所長会議で報告

東北・北海道児童相談所長会議において、本プロジェクトの概要と北海道での司法面接の取り組みについて報告する貴重な機会をいただきました。

10/15-20

事実確認面接研修フォローアップ(with子ども総研)

日本子ども家庭総合研究所の山本恒雄先生、アメリカ合衆国カリフォルニア州認定ソーシャルワーカーである丸山恭子先生、仲の3名で、他府県の児童相談所で行った研修者のためのフォローアップ研修を行いました。奈良(1日)、東京(2日)、静岡(1日)で行い、関東・東海・上信越・関西地区の児童相談所から約130人が参加されました。実践に関する質疑、アメリカでのソーシャルワーク、面接でのやりとりの分析等と内容の濃い研修でした。

10/12

川崎市子ども家庭センター研修

川崎市子ども家庭センターの研修で、子どもや家庭の福祉に関わる専門家や市民の方々を対象に、司法面接について講演をする貴重な機会をいただきました。川崎市では、来年度、中央児童相談所が新設され、その他にも児童相談所が1カ所増えるとのこと。講演した仲も、元気をいただいて、戻ってまいりました。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

司法面接と私

札幌トロイカ病院（精神科医師） 中野 育子

「司法面接の数が半端じゃなく多いのよ」と私に説明してくれた仲先生にくっついて、イスラエルに出かけたのは今年の5月下旬である。それまでこの国は、気持ちの上ではアメリカやヨーロッパよりも遠くにあって、私の「行きたい国リスト」にも入っていなかった。イスラエルのお国事情はここでは置いておくとして、実際に行ってみえたのは、虐待対応のシステムが理想的に整備された子ども福祉先進国であるということであった。どの専門家も子どもの安全を守るための司法面接の必要性に確信を持っていた。

印象的な話を多く聞いたが、ある女性研究者の話は中でも忘れられない。性的虐待を受けた子どもの予後調査では「裁判で加害者が有罪になったかどうかよりも、子どもが法廷で証言をしたかどうかで予後が違ふ。法廷に立った子どもの予後は良い」のだという。さらに、こうも付け加えた。「子どもたちは大人が思うよりも強い。そのことを信じていい



と思う」と。子どもを法廷に立たせるべきだ、という話しでは勿論なく、子どもが自分の身に起こった事の理不尽さをきちんと告発することはこの経験を乗り越える助けになる、ということであろう。告発する子どもの凛々しい姿を想像して、子どもたちに未来を託すということはこういうことなのだろうと思った。子どもたちの視線の先にあるものを一緒に見ていける、そんな仕事をしたいものである。

機材日記

3. 英国で用いられているポータブル司法面接受録機材

今回は、司法面接の先進国である英国で用いられている司法面接専用の収録機材の1例を紹介します。

司法面接支援室には、教授の仲が3年ほど前に輸入した英国のポータブル収録機材セットの現物があります。これは外部に出かけて司法面接を行う事を想定して、必要な機材を1つのトランクに納めた物です。司法面接を行ったすぐ後にDVDが出来上がります。この機材で作成されたDVDは、不適切な編集処理等が行われていない物として、信頼されます。

トランク(写真①)を開けると、マイク、カメラ装置、三脚、収録装置などが入っています。



写真① 機材セット

カメラ装置(写真②)の中には2台のビデオカメラが納められています。一つは望遠レンズが付いた子どもの表情などを撮るための近景用で、もう一つは広角レンズが付いた部屋の様子を撮るための遠景用です。



写真② カメラ装置

収録装置(写真③)が、近景ビデオと遠景ビデオを合成します。写真④の様に、近景ビデオの片隅に遠景ビデオが小さく表示されます。この写真では左下に遠景ビデオが表示されていますが、表示位置は、右下、右上、左上に変更できます。これらのビデオ映像と同時に、収録時刻、収録日、収録時間がリアルタイムに合成表示されます。そして、合成表示されたビデオ映像が、DVDに記録されます。



写真③ 収録装置

この機材を用いると、司法面接が終わった数分後には、2枚のDVDが出来上がります。実際に用いるワーキング用と、封印して保管する保存用です。複製という処理

を行う必要がないため、複製の際の改変を疑われたり、不注意で必要以上の枚数のDVDを作ってしまう心配がありません。



写真④ 近景と遠景の合成

機材がトランク一つにまとめられていて、司法面接を開始するまでの準備の手順がほぼ一つしかありません。手順が単純なため、収録に失敗する可能性が低くなります。機材に気を配る必要がなくなるため、面接者は面接のみに集中する事ができるようになります。

この様にメリットの大きい収録機材ですが、残念ながら司法面接支援室では実際の面接の収録には用いていません。一番の理由は、この機材で作成されるDVDは欧州用(PAL)であるため、日本のテレビ(NTSC)には映らないためです。

この他、メリットである「単純な手順」は、臨機応変な対応を出来ないというデメリットにもなります。司法面接支援室で行った面接では、部屋の形状や子どもの状態に合わせて、2台のビデオカメラを離れた位置に置いたり、1台のビデオカメラをワンウェイ・ミラーを介して用いたりしています。

更に、欧州では司法面接のビデオデータの保存方法として、DVDでの保存管理から、ネット上のサーバでの保存管理に移行し始めているようです。

司法面接支援室でこの機材を用いていない大きな理由がもう一つありました。ポータブルと書かれていますが、一人で持ち歩く事が不可能なほど大きくて重たいので

す。大きなトランクに間違っても子どもが入らないように、ステッカーが付いています。(室員 武田知明)



研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

「手」が届く真実：ジェスチャーはどのように情報を付け加えるのか？

Sara C. Broaders and Susan Goldin-Meadow (2010). Truth is at Hand: How gesture Adds Information During Investigative Interviews. Psychological Science, published online 7 April

司法面接は、正確な事実を聴き取るための誘導の少ない面接です。一般的に、面接で得られた情報は、文章化された資料の形で記録されていることが多いと思います。しかし、人と人とのコミュニケーションである面接には、文章化された資料からはわからない情報がたくさん含まれています。このような、情報をすべて見落とさないために、ビデオ録画しておくことはとても重要であると考えられます。ここでは、そのビデオ録画の重要性を実験的に証明した論文を紹介します。

まず、2つの面接の例について見てみましょう。

- (1) **面接者：彼は何を身に付けていた？**
子ども：帽子だよ。
- (2) **面接者：彼は何を身に付けていた？**
子ども：(沈黙)
面接者：彼は眼鏡をかけていたの？

この文面だけを見ると、(1)では子どもが自発的に答えているように思われ、(2)では面接者が誘導しているように思われます。しかし実際は、(1)では、面接者が質問をしながら帽子のジェスチャーをしており、(2)では、子どもが沈黙しながら眼鏡のジェスチャーをしていました。つまり、文面だけでは、実際の面接状況と異なった印象が形成されてしまうのです。

これまでの先行研究では、面接者の質問の構成の仕方が目撃者の報告の正確性に影響を与えることが示されてきました。また、別の研究では、話し手が話をしているときに無意識にジェスチャーを使っていることや、そのジェスチャーが相手に情報を伝えていることが示されています。この論文では、子どもへの面接の中で見られるジェスチャーが、子どもが話す内容にどのような影響を与えるかについて検討しています。

方法

【参加者】 5～6歳の子ども39名（男子17名、女子22名）。

【手続き】 子どもたちは、まず、教室でプロの音楽家による生演奏を観ました。その中で、音楽家は、水のボトルを足に落としてしまうという行動をしました。その2週間後、子どもたちは、スクリプティド・インタビュー（シナリオが決まった面接）を受けました。スクリプティド・インタビューでは、(1)音楽家が実際に行ったことか、または実際には行わなかったことについての質問、(2)オープン質問（「音楽家はどんなことをしていましたか？」）か、またはダイレクト質問（「音楽家はギターを弾いていましたか？」）、(3)言葉のみでの質問か、または言葉とジェスチャー（言葉では伝えていない情報についてのジェスチャー）での質問のそれぞれの組み合わせ（8通り）の質問を3つずつ、合計で24の質問が尋ねられました。

その後2週間おきに、3回のスクリプティド・インタビューと、最後に、抽象的な質問のみ（「音楽家が訪れたことについて覚えていることを全部話してください」）尋ねられるオープンエンディド・インタビューを受けました。

結果と考察

音楽家が実際には行わなかったことについての質問に対する子どもの答えに注目すると、3つのことがわかりました。

- (1) 言葉のみで質問したとき、ダイレクト質問の方がオープン質問よりも誘導されやすい。
- (2) オープン質問で尋ねたとき、ジェスチャーが使われると、そのジェスチャーに誘導されやすい。
- (3) 言葉のみでダイレクト質問で尋ねられたときと、ジェスチャーを使ってオープン質問で尋ねられたときは、同じくらい誘導されやすい。

以上の結果からは、ジェスチャーは、言葉と同じくらい、子どもを誘導しやすいことがわかりました。さらに、多くの子どもたちが、面接中に自発的にジェスチャーを使って、情報を伝えていることもわかりました。そのジェスチャーで伝えられた情報のうち、8割近くは、言葉では1度も伝えられていませんでした。つまり、文章化された資料のみでは、この情報は全くわからなくなってしまう可能性があります。

司法面接の目的は、完全に正確な情報を得ることです。面接者のジェスチャーは、子どもの発言に影響を与える可能性があります。そして、子どもも、ジェスチャーを使って多くの情報を伝えています。この論文からは、発言だけではなくジェスチャーも記録すべきであること、そのためにビデオ録画は、面接者と子どもの両方がカメラから見えるようにする必要があることが考えられます。

論文紹介者

井上 愛弓 (いのうえ あゆみ)

2008年3月 北海道大学法学部卒業

2008年4月 北海道大学大学院文学研究科入学

正確な事実を聴き取るための面接手法について研究しています。